別表十一(十二)の記載要領第１号中「第57条の８（特別修繕準備金）」の次に「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成22年旧措置法」という。）第57条の８（特別修繕準備金）」を加え、「同法」を「租税特別措置法第68条の58（特別修繕準備金）若しくは平成22年旧措置法」に改め、同第11号(1)及び(2)を次のように改める。

(1)　租税特別措置法第57条の８第10項の規定の適用を受ける場合又は平成22年旧措置法第57条の８第10項の規定の適用を受ける場合にあつては、その事業年度開始の日から租税特別措置法第57条の８第10項に規定する適格分割若しくは適格現物出資又は平成22年旧措置法第57条の８第10項に規定する適格分社型分割、適格現物出資若しくは適格事後設立の日の前日までの期間の月数を、租税特別措置法第68条の58第９項の規定の適用を受ける場合又は平成22年旧措置法第68条の58第９項の規定の適用を受ける場合にあつては、その連結事業年度開始の日から租税特別措置法第68条の58第９項に規定する適格分割若しくは適格現物出資又は平成22年旧措置法第68条の58第９項に規定する適格分社型分割、適格現物出資若しくは適格事後設立の日の前日までの期間の月数を、それぞれ当期の月数として記載すること。

(2)　租税特別措置法第57条の８第12項、第13項若しくは第15項の規定により特別修繕準備金の金額の引継ぎを受けた日を含む事業年度又は平成22年旧措置法第57条の８第12項、第13項、第15項若しくは第17項の規定により特別修繕準備金の金額の引継ぎを受けた日を含む事業年度（(2)において「引継事業年度等」という。）にあつては、租税特別措置法第57条の８第12項、第13項若しくは第15項に規定する適格合併、適格分割若しくは適格現物出資又は平成22年旧措置法第57条の８第12項、第13項、第15項若しくは第17項に規定する適格合併、適格分割、適格現物出資若しくは適格事後設立の日から当該引継事業年度等の終了の日までの期間の月数を、租税特別措置法第68条の58第11項、第12項若しくは第14項の規定により特別修繕準備金の金額の引継ぎを受けた日を含む連結事業年度又は平成22年旧措置法第68条の58第11項、第12項、第14項若しくは第16項の規定により特別修繕準備金の金額の引継ぎを受けた日を含む連結事業年度（(2)において「引継連結事業年度等」という。）にあつては、租税特別措置法第68条の58第11項、第12項若しくは第14項に規定する適格合併、適格分割若しくは適格現物出資又は平成22年旧措置法第68条の58第11項、第12項、第14項若しくは第16項に規定する適格合併、適格分割、適格現物出資若しくは適格事後設立の日から当該引継連結事業年度等の終了の日までの期間の月数を、それぞれ当期の月数として記載すること。

別表十一(十二)を別表十一(十)とし、別表十一(十三)を別表十一(十一)とする。

別表十一(十四)の記載要領第１号中「提出する法人で」を「提出する法人で、」に、「又は」を「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成22年旧措置法」という。）第61条の２第１項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農業生産法人等に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合又は」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、同第三号中「第61条の２第１項」の次に「又は平成22年旧措置法第61条の２第１項」を加え、同第五号中「第61条の２第３項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた同項」を「第61条の２第３項若しくは平成22年旧措置法第61条の２第３項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつたこれらの規定」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、同第六号中「又は同法」を「若しくは平成22年旧措置法第61条の３第１項（農用地等を取得した場合の課税の特例）に規定する法人が同条の規定の適用を受ける場合又は租税特別措置法」に改め、同表を別表十一(十一)とする。

別表十一(十五)を別表十一(十三)とし、別表十一(十六)を別表十一(十四)とし、同表の次に次の１表を加える。